

締約国に関する情報 S K	スロバキア 一般情報	附属書 B 1 S K
国内官庁の名称	Industrial Property Office of the Slovak Republic (スロバキア共和国工業所有権庁)	
所在地及び郵便のあて名	Švermova 43, 974 04 Banská Bystrica 4, Slovakia	
電話番号	(421-48) 484 300 131	
電子メール	podatelna@indprop. gov. sk	
インターネット	www. indprop. gov. sk www. upv. sk	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
スロバキアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択によりスロバキア共和国工業所有権庁，欧州特許庁（EPO）又はWIPO国際事務局（附属書C参照）	
スロバキアが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁	国内保護：スロバキア共和国工業所有権庁（国内段階参照） 欧州特許：欧州特許庁（EPO）（国内段階参照）	
スロバキアを選択できるか？	できる（PCT第II章に拘束）	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許，実用新案（実用新案は，国内特許に代えて又は国内特許に加えて求めることができる） 欧州：特許	
国際型調査に関するスロバキアの規定	法令集No. 435/2001特許法第41条(a)及び法令集No. 223/2002政令第23条；法令集No. 517/2007実用新案法第38条(a)及び法令集No. 1/2008政令第20条(b)。	

[次頁に続く]

S K	スロバキア (続き)	S K
国際公開に基づく仮保護	<p>国内特許を目的とする指定の場合： 出願人は特許法第13条(2)，第15条(1)及び第15条(2)の規定に基づき，出願の保護対象である発明に特許が付与されていることを条件として，スロバキア共和国工業所有権庁公報における出願公開の日から，適切な報酬を受ける権利を有する。ただし，これらの権利を第三者に対して主張することは，特許の発効日以降に限られる。</p> <p>欧州特許を目的とする指定の場合： スロバキアにおける仮保護は，次の両方に該当する日から有効となる： (1) 国際出願がEPO公用語の1つによって公開された。 (2) 請求の範囲のスロバキア語による翻訳文が公衆の利用可能な状態に置かれた。</p>	
スロバキアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
スロバキアが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか，又は後に提出することができる。PCT第22条又は39条(1)に基づく期間内に要件を満たしていない場合，管轄官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あり（附属書L参照）	
欧州特許については，附属書B 2の欧州特許機構（EP）を参照		